

年金シニアプランフォーラム 2022

「老後資産形成と高齢期資産管理の課題」

老後資産形成とDC年金の課題

2022年 7月 21日

厚生労働省 年金局 企業年金・個人年金課

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

年金シニアプランフォーラム 2022

「老後資産形成と高齢期資産管理の課題」

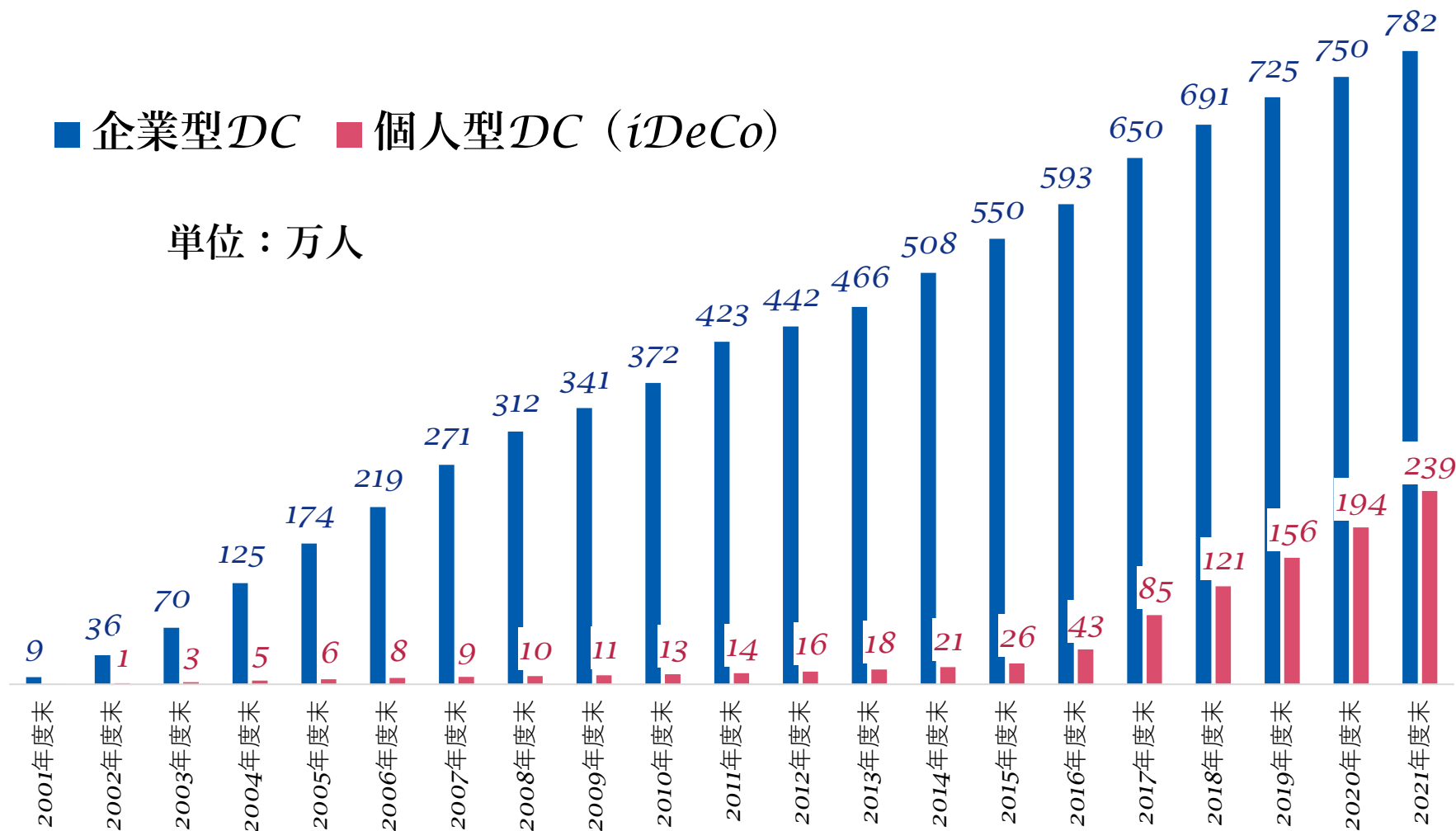
老後資産形成とDC年金の課題

1. DC年金の現状

DCの加入者数の推移

■ 企業型DC ■ 個人型DC (iDeCo)

単位：万人



出典：企業型DCについては、2020年度末までは運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」（各年3月末）、2021年度末は運営管理機関連絡協議会、一般社団法人信託協会、一般社団法人生命保険協会「確定拠出年金（企業型）の統計概況」（令和4年3月末現在速報値）、個人型DC（iDeCo）については、国民年金基金連合会調べをもとに厚生労働省年金局企業年金・個人年金課で作成。

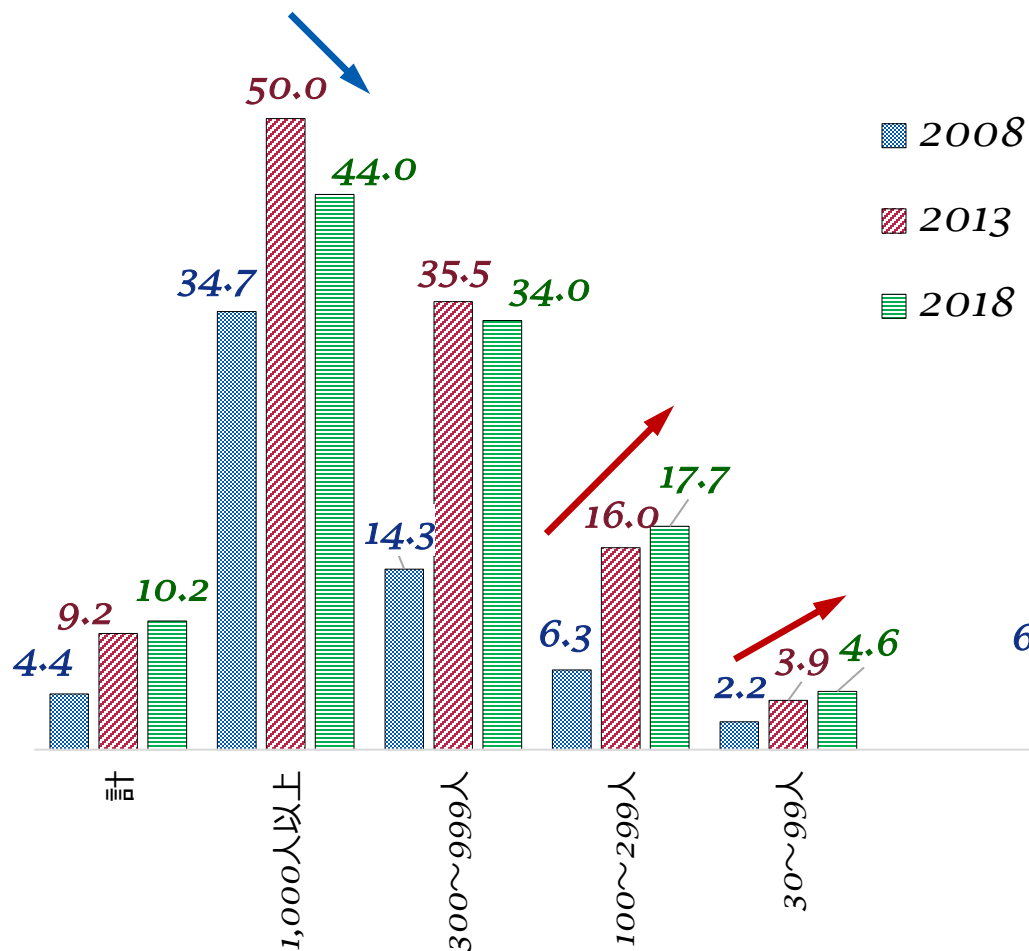
DB, DCの加入者数（2021年度末）

(単位: 万人)	国民年金 被保険者	DB	企業型DC	個人型DC (iDeCo)
国民年金 第1号被保険者	1,431 うち保険料納付者 713	-	-	27
国民年金 第2号被保険者	4,531 うち会社員 4,065 うち公務員等 466	930	782	202
国民年金 第3号被保険者	763	-	-	10
合計	6,725	930	782	239

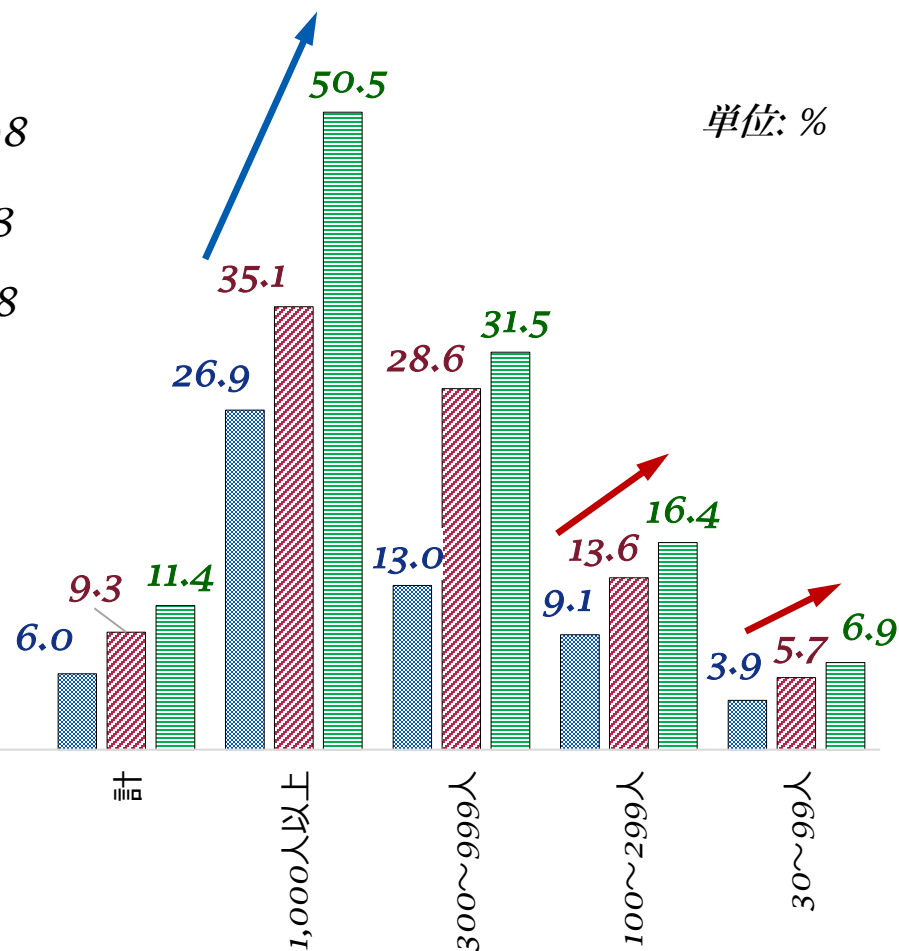
出典 国民年金：厚生労働省年金局・日本年金機構「公的年金制度全体の状況・国民年金保険料収納対策について（概要）」（令和4年6月23日）
 DB：一般社団法人信託協会、一般社団法人生命保険協会、全国共済農業協同組合連合会「企業年金（確定給付型）の受託概況」（令和4年3月末現在）
 企業型DC：運営管理機関連絡協議会、一般社団法人信託協会、一般社団法人生命保険協会「確定拠出年金（企業型）の統計概況」（令和4年3月末現在速報値）
 個人型DC（iDeCo）：国民年金基金連合会調べ

DB, DCの実施状況（企業規模別）

確定給付型企业年金 (DB)



企業型確定拠出年金 (DC)



単位: %

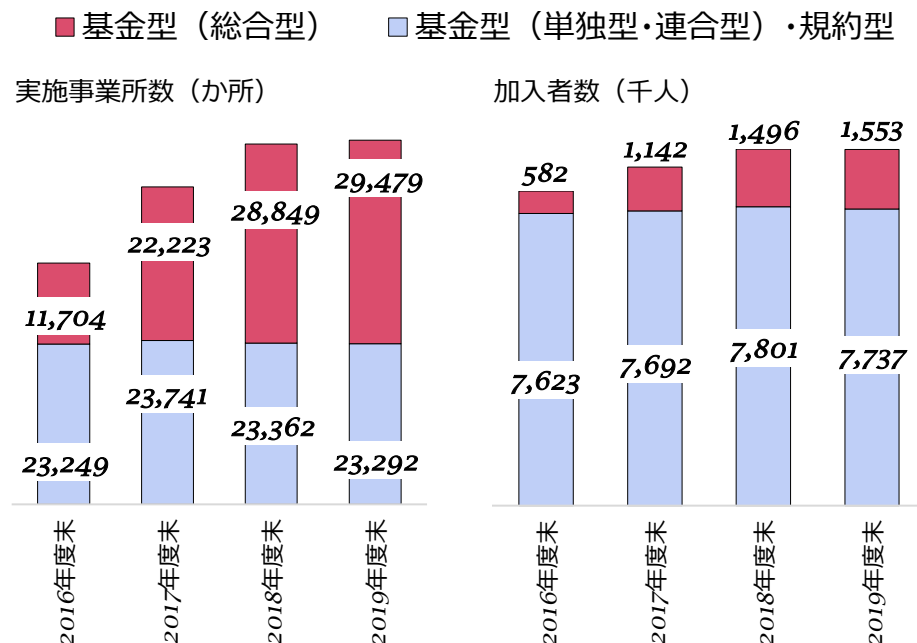
(出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成

(注) 2018年調査はそれ以前と調査対象が異なるが、比較のため特別に同範囲を集計している。

DBの中小企業などへの普及の取組

総合型DB基金

- 総合型DB基金の実施事業所数、加入者数は着実に増加しており、中小企業などの受け皿となっている。



※ 受託保証型DBは含まれていない。

- ガバナンスの課題が指摘されていたことから、代議員の選任方法の見直し、年金資産が20億円を超えた場合の会計監査又はAUPの導入が行われた（2020年9月法令改正）

簡易な基準に基づくDB

- 加入者数500人未満のDBでは、掛金計算や財政検証において簡便な方法による数理計算が認められている。
- 2022（R4）年3月末時点で3,750件。

受託保証型DB

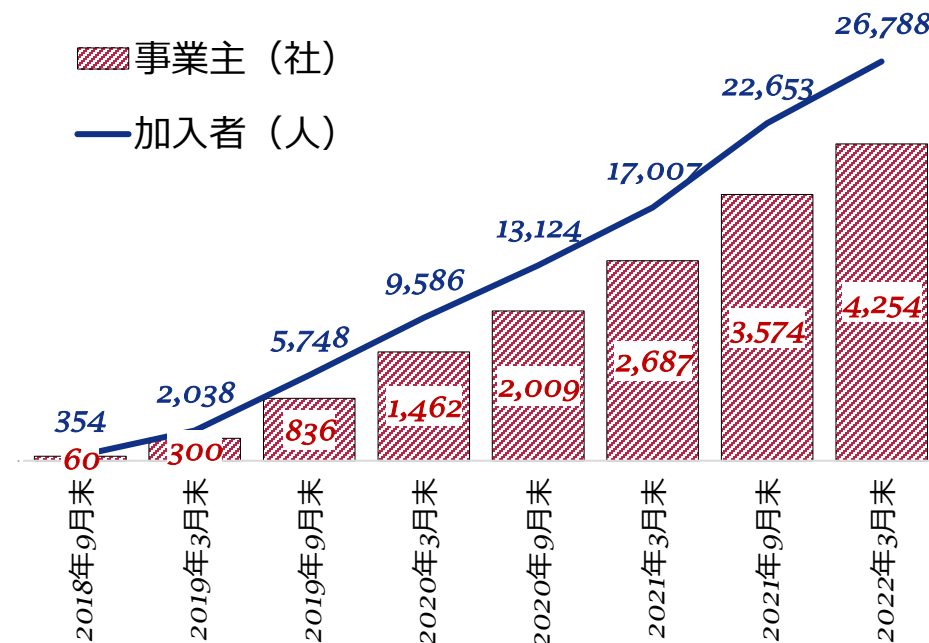
- 保険契約により、積立不足が発生しないことが確実に見込まれるDBである。
- 掛金計算や財政検証において簡便な方法による数理計算が認められており、手続も簡素化されている。
- 2021（R3）年3月末時点で772件。

DCの中小企業への普及の取組

中小事業主掛金納付制度 (iDeCo+)

- 企業年金の実施が困難な中小企業が、iDeCoに加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出できる仕組み（企業年金ではない）
- 2020（R2）年10月、対象となる企業の規模を従業員100人以下から300人以下に拡大した。

事業主の条件	・企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない従業員300人以下の事業主 ※ 従業員とは厚生年金被保険者をいう
労使合意	・事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の同意が必要
拠出の対象者	・iDeCoに加入している従業員のうち、事業主掛金の拠出に同意した者（職種又は勤続期間を一定の資格として定められる）
拠出額	・定額（職種、勤続期間のほか、合理的な理由のある一定の資格ごとに設定できる）



簡易型DC

- 設立手を緩和した企業型DCの仕組み。
- iDeCo+と同様、2020（R2）10月、従業員100人以下から300人以下の企業に対象を拡大した。

DC導入の課題

(8.以外複数回答可)	実施中の場合 問題があると 感じている事項	実施していない場合 導入するとした 場合の障害
1. 財政的負担	12.2%	42.6%
2. 手続き上の負担	6.1%	35.1%
3. 加入者への投資教育の負担	40.8%	33.1%
4. 株主・親会社等の理解	4.1%	6.4%
5. 労働組合・従業員側の理解	14.3%	17.1%
6. 会社の経営状態	6.1%	18.3%
7. その他	2.0%	3.6%
8. 特になし	44.9%	17.5%
全体	100.0%	100.0%

出典：公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構（2018）「私的年金の普及可能性に関する企業アンケート調査」平成30年度研究報告書, p51をもとに厚生労働省年金局企業年金・個人年金課で作成

年金シニアプランフォーラム 2022

「老後資産形成と高齢期資産管理の課題」

老後資産形成とDC年金の課題

2. 今般のDC制度改革

DC改革の主な内容（ R_2 制度改正、 R_3 税制改正）

2020（ R_2 ）年10月から

- ☞ *iDeCo*プラスなどを実施できる中小企業の規模要件の拡大
従業員100人以下 ⇒ 従業員300人以下

2022（ R_4 ）年4月から

- ☞ DCの受給開始年齢の選択の幅を60-70歳から60-75歳に拡大

2022（ R_4 ）年5月から

- ☞ DCに加入できる年齢要件などの見直し
企業型DC: 65歳未満の厚生年金被保険者 ⇒ 厚生年金被保険者
(60歳以降は同一事業所で継続使用される場合に限り) (継続使用の場合に限らない)
個人型DC（*iDeCo*）: 60歳未満の国民年金被保険者 ⇒ 国民年金被保険者
- ☞ ポータビリティの拡充（終了DB⇒*iDeCo*, 企業型DC⇒通算企業年金）

2022（ R_4 ）年10月から

- ☞ 企業型DC加入者の*iDeCo*加入要件の緩和

2024（ R_6 ）年12月から

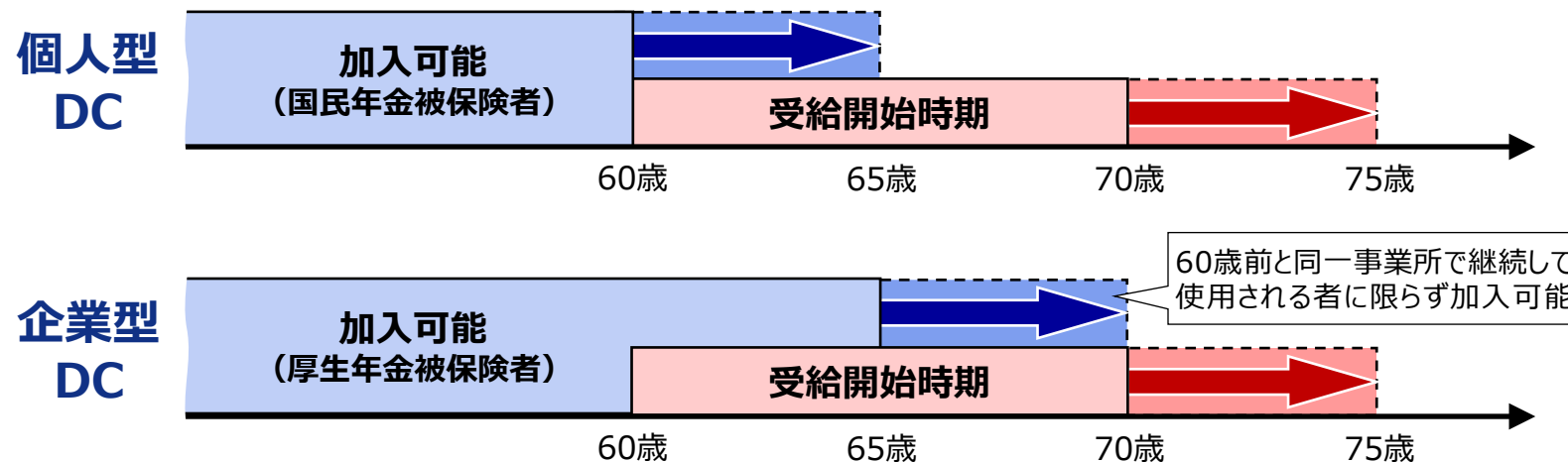
- ☞ DC拠出限度額の算定方法の見直し（DB等の他制度掛金相当額の反映）

DCの受給開始時期、加入可能要件の拡大

		受給開始時期の選択枝の拡大 (2022年4月から)	加入可能要件の拡大 (2022年5月から)
個人型 DC	現行	60～70歳	60歳未満の国民年金被保険者
	改正後	60～75歳	国民年金被保険者(※1)
企業型 DC	現行	60～70歳	65歳未満の厚生年金被保険者(※2)
	改正後	60～75歳	厚生年金被保険者

(※1) 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者：60歳未満、②第2号被保険者：原則65歳未満、③第3号被保険者：60歳未満、④任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者（60～65歳未満）等は任意加入が可能となっている。

(※2) 60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して使用される者に限られる。



※ 企業型DCの老齢給付金を受給された方は、企業型DCに再加入できません。同じくiDeCoの老齢給付金を受給された方は、iDeCoに再加入できません。企業型DCの老齢給付金を受給された方であっても、iDeCoに加入することは可能です。同様にiDeCoの老齢給付金を受給された方であっても、企業型DCに加入することは可能です。

※ 老齢基礎年金又は老齢厚生年金を65歳前に繰上げ請求された方は、改正によりiDeCoの加入要件を満たした場合であっても、iDeCoに加入することはできません。特別支給の老齢厚生年金を65歳前の本来の支給開始年齢で受給した方は、iDeCoに加入できます。ただし、繰上げ請求により特別支給の老齢厚生年金を本来の支給開始年齢より前に受給した方はiDeCoに加入することができません。

DCの拠出限度額の段階的な見直し

2022年10月

企業型DC加入者の iDeCo加入要件緩和

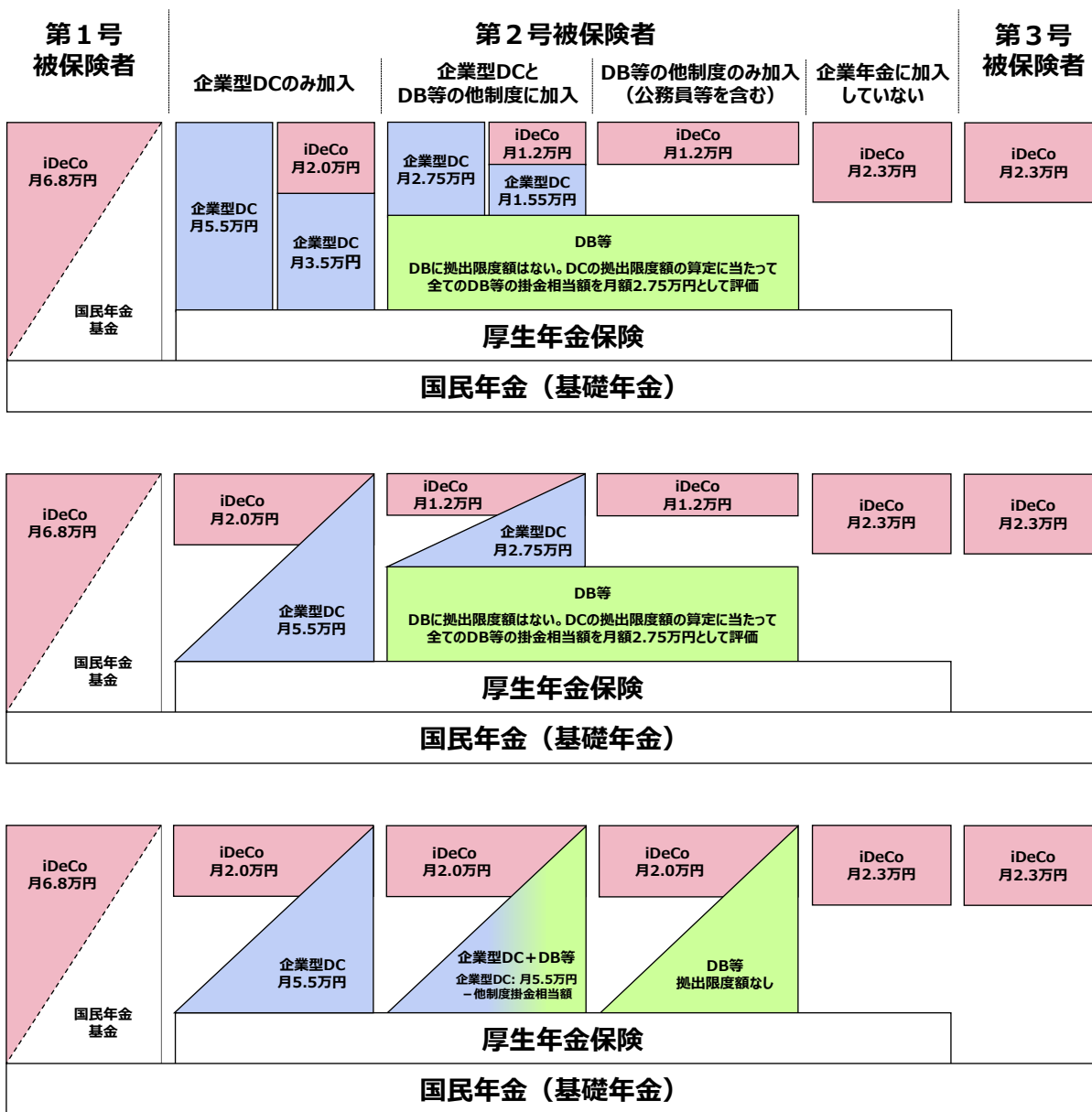
企業型DCの拠出限度額の引き下げとiDeCo加入を認める規約の定めがなくても、企業型DC加入者がiDeCoに加入できるようになる。

※ 事業主掛金が月の上限の範囲内で毎月拠出であること、企業型DCのマッチング拠出を利用していないことが必要。

2024年12月

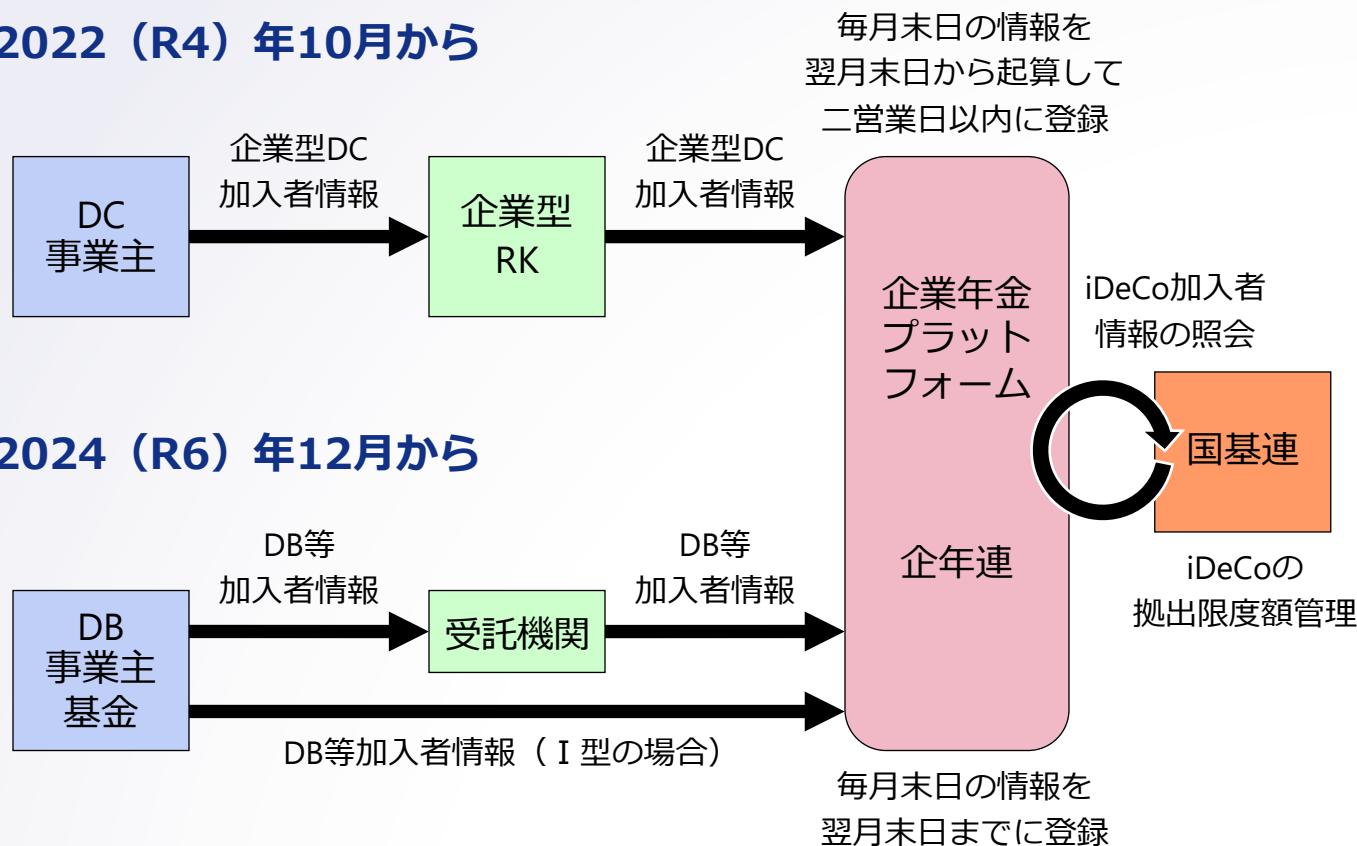
DCの拠出限度額の 算定方法の見直し

DCの拠出限度額の算定にあたってDB等の他制度掛金相当額を反映するとともに、企業年金加入者や公務員等のiDeCoの拠出限度額を月2.0万円に統一する。

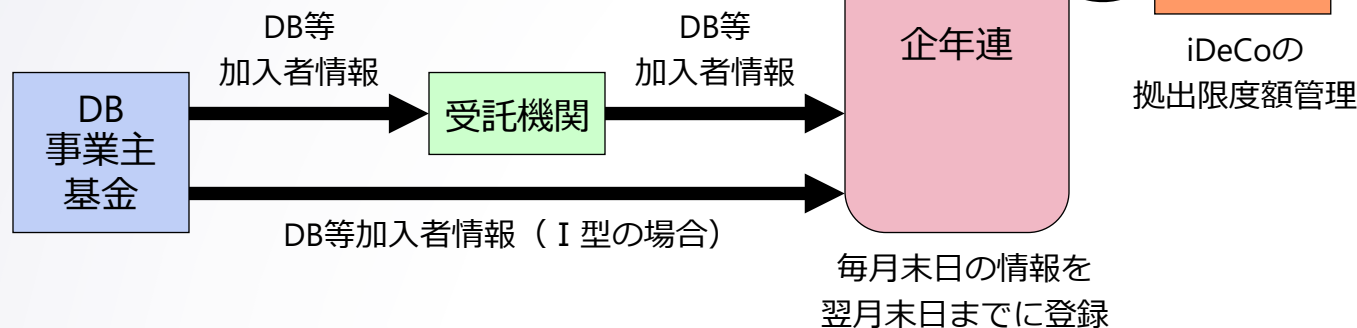


企業年金プラットフォームによる情報連携

2022 (R4) 年10月から



2024 (R6) 年12月から



2024 (R6) 年12月から

iDeCo加入時の事業主証明と年1回の現況確認を廃止

事業主、基金の皆さまへのお願い



制度改正チラシ

- ➡ 制度改正内容の従業員への周知に御協力ください。

DB事業主、基金

- ➡ 受託機関と相談して、DB等の掛金相当額を算定し、2022年10月までに従業員に周知し、2024年11月までに規約に定めてください。
- ➡ iDeCoの掛金を拠出できなくなる従業員のため、iDeCoからDBに資産の移換を受けられるようにDB規約に定めることをご検討ください。
- ➡ 企業年金PFに正確な情報（基礎年金番号、生年月日、性別を含む加入者情報）を登録するようにお願いします。DB等の記録管理に関する業務を委託しているDB事業主、基金については、受託機関から企業年金PFへの登録を行っていただきます。

DC事業主

- ➡ 2022年10月以降、企業型DC事業主掛金が各月拠出ではない場合、従業員はiDeCoに同時に加入できないため、その旨を規約に定め、企業型RKに通知すると共に、従業員の皆様にも周知してください。
- ➡ 企業型RKに正確な情報（基礎年金番号、生年月日、性別を含む加入者情報）を登録するようにお願いします。



制度改正チラシ（DC）



制度改正チラシ（DB）

ひと、くらし、みらいのために

**厚生労働省**
Ministry of Health, Labour and Welfare

年金シニアプランフォーラム 2022

「老後資産形成と高齢期資産管理の課題」

老後資産形成とDC年金の課題

3. 骨太の方針 2022

骨太の方針 2022 など（資産所得倍増プラン）

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）抄

我が国の個人金融資産2,000兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的拡充や、高齢者に向けたiDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。

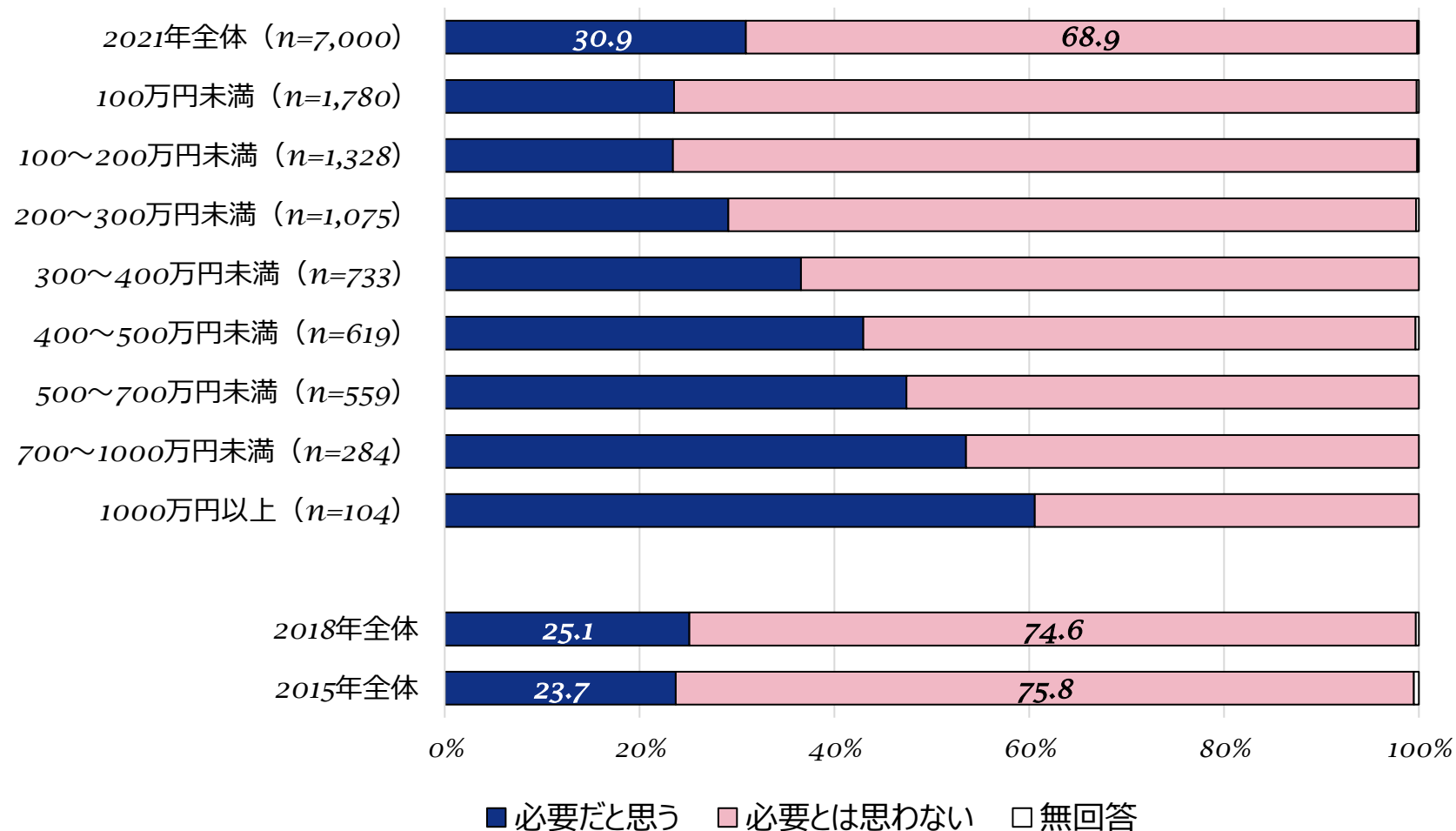
新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）抄

我が国個人の金融資産2,000兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。この結果、米国では20年間で家計金融資産が3倍、英国では2.3倍になっているが、我が国では1.4倍である。

家計が豊かになるために家計の預金が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。

このため、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的な拡充を図る。また、現預金の過半を保有している高齢者に向けて、就業機会確保の努力義務が70歳まで伸びていることに留意し、iDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革やその子供世代が資産形成を行いやすい環境整備等を図る。これらも含めて、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。

証券投資の必要性

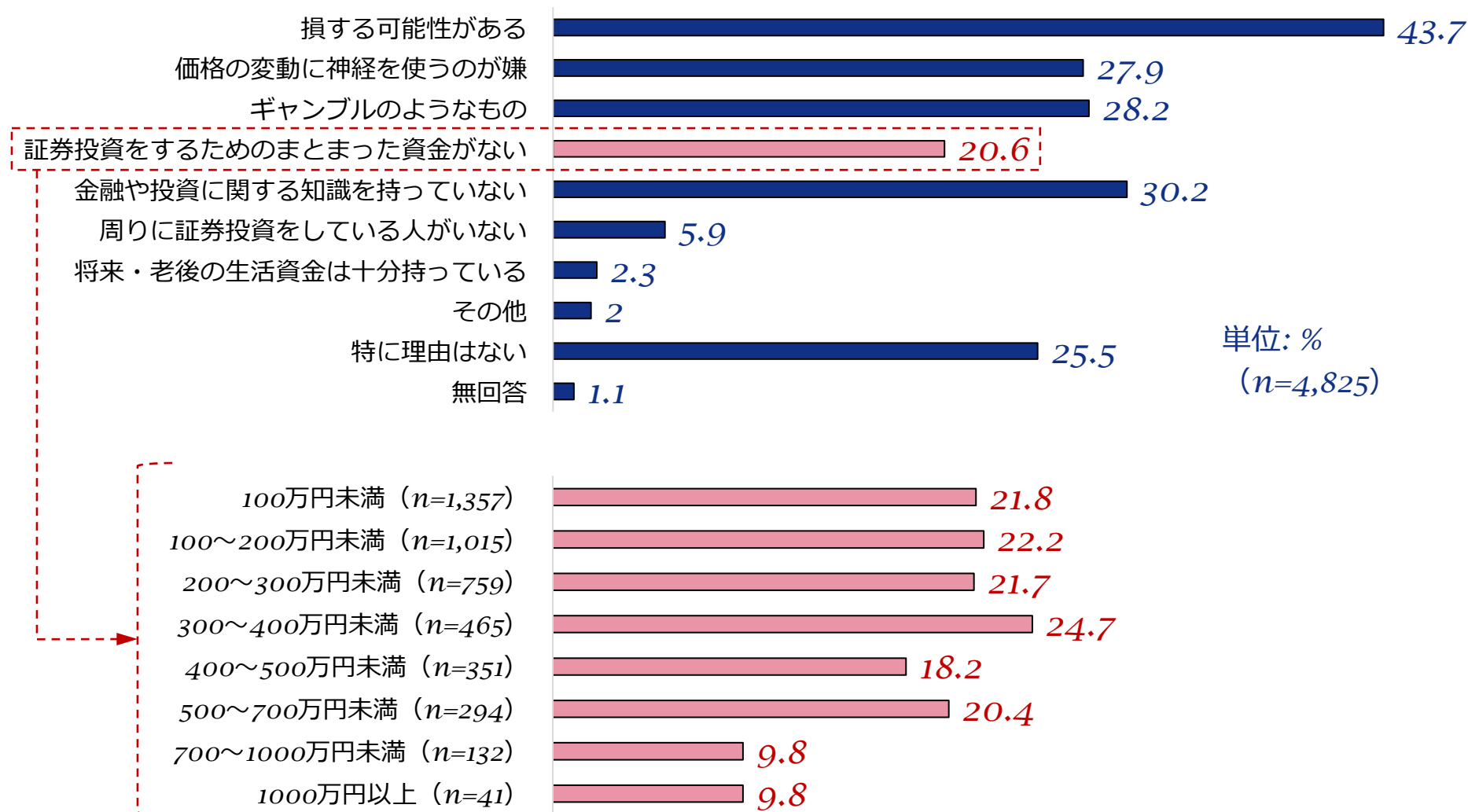


出典：日本証券業協会「証券投資に関する全国調査 2021年度調査報告書（個人調査）」

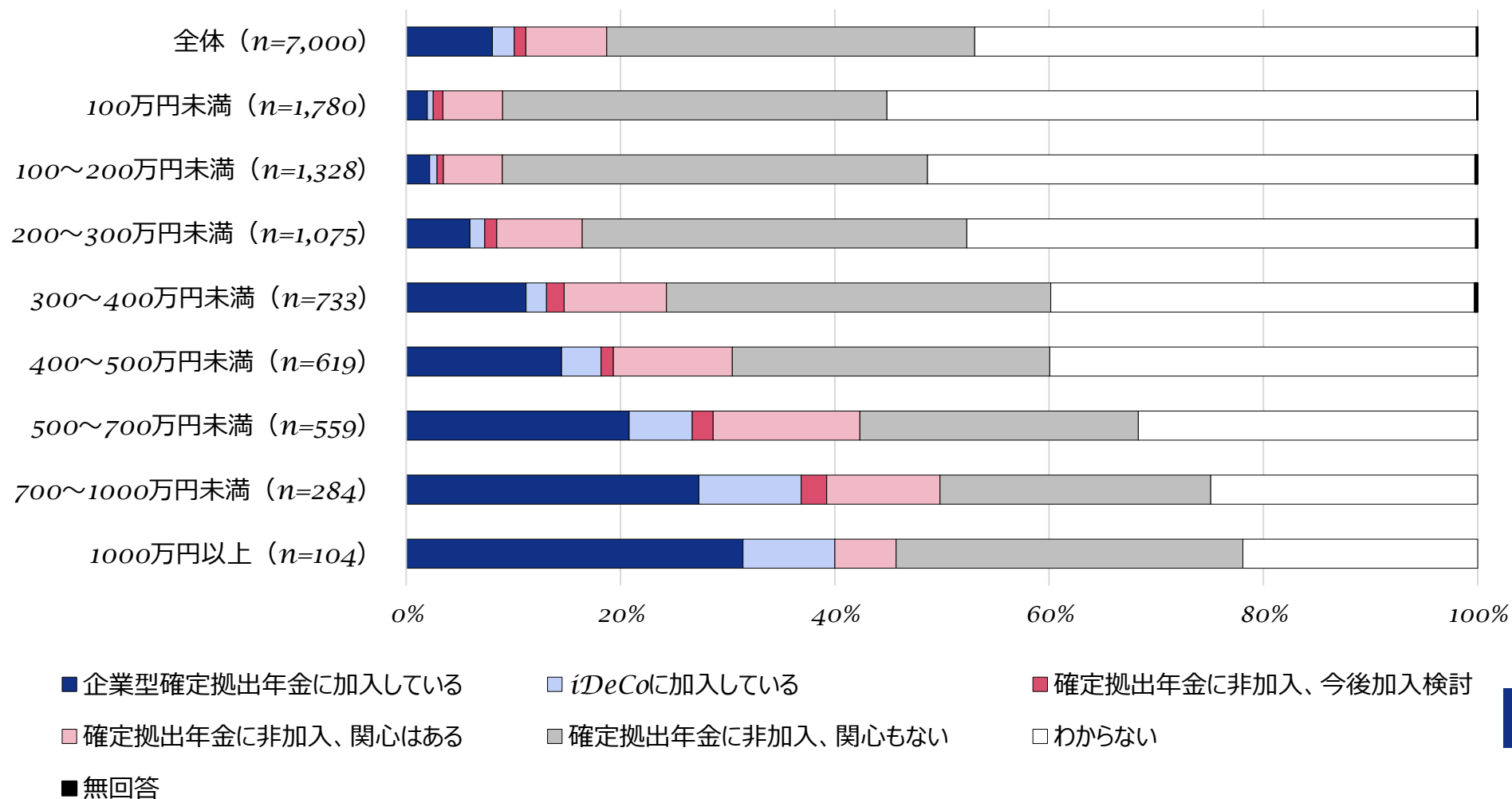
p34, 図表 2-18 証券投資の必要有無（問9）／年収、性・年代別、

p166, 図表 参-49 証券投資の必要性の推移（%）をもとに厚生労働省年金局企業年金・個人年金課で作成

証券投資は必要ない理由



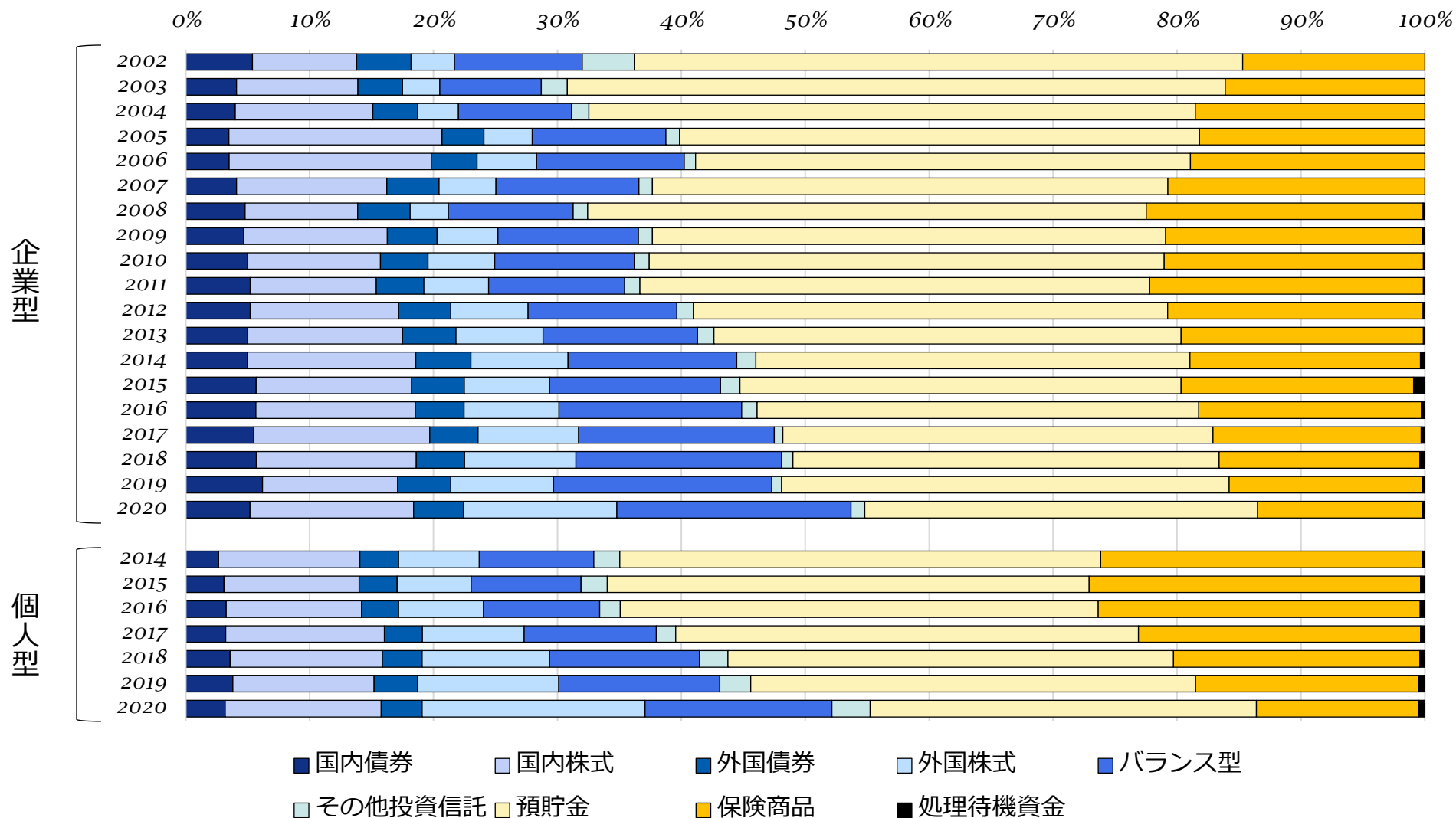
個人年収別のDC加入状況



出典：日本証券業協会「証券投資に関する全国調査 2021年度調査報告書（個人調査）」

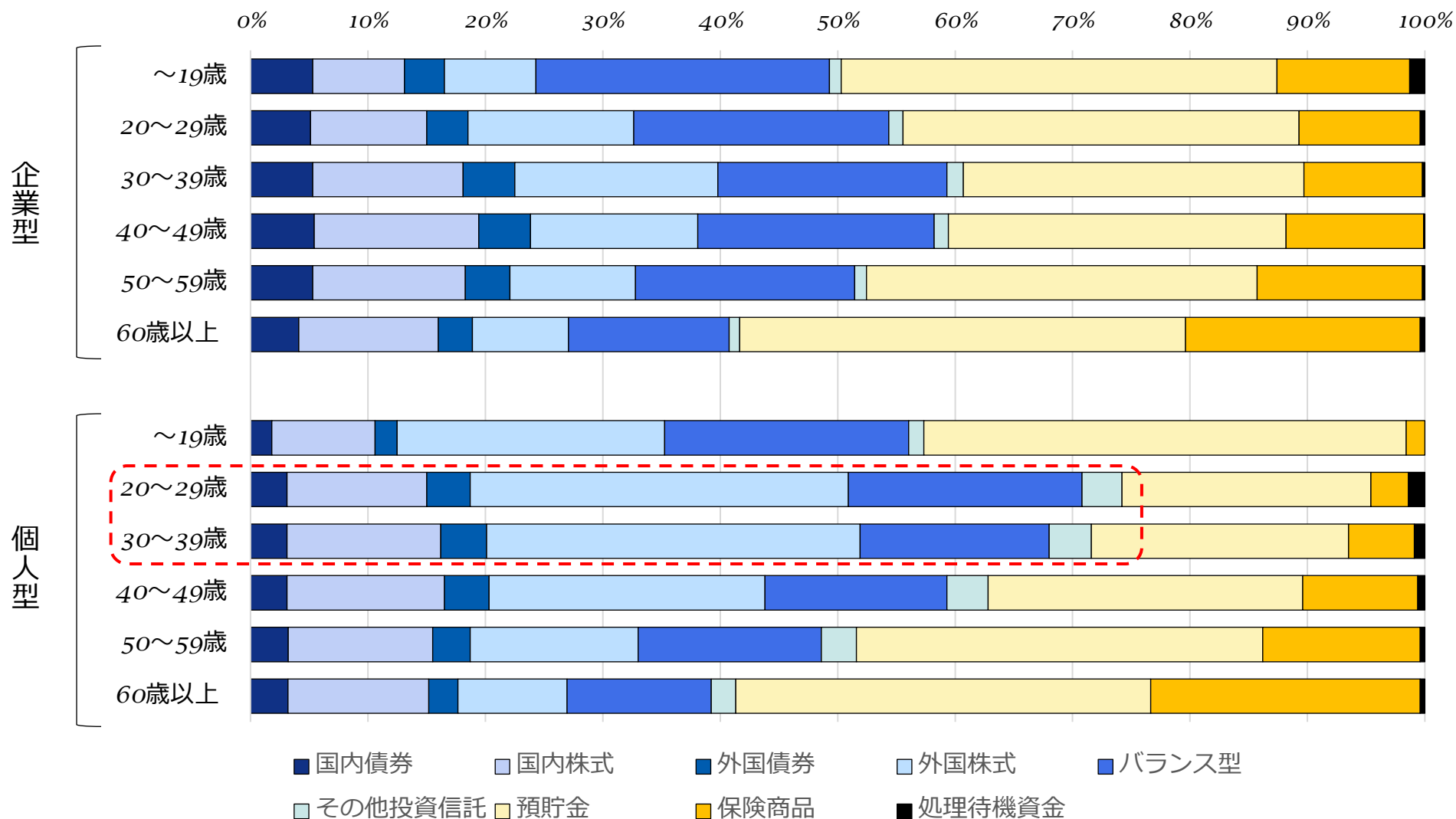
p65, 図表3-27 確定拠出年金の加入状況（問29）／年収、性・年代別をもとに厚生労働省年金局企業年金・個人年金課で作成

DCの資産構成割合の推移



出典：運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料（2002年3月末～2021年3月末）」をもとに厚生労働省年金局企業年金・個人年金課で作成
個人型DC（iDeCo）の資産構成割合の集計は2014年度から開始

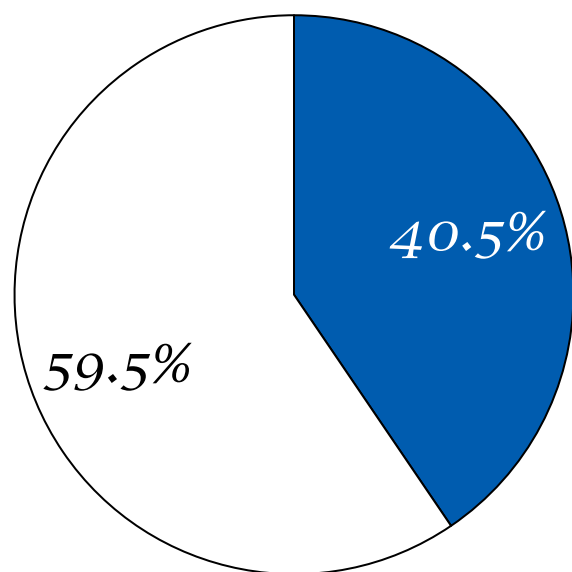
DCの年代別の資産構成割合



DCの指定運用方法の状況

指定運用方法の選定状況

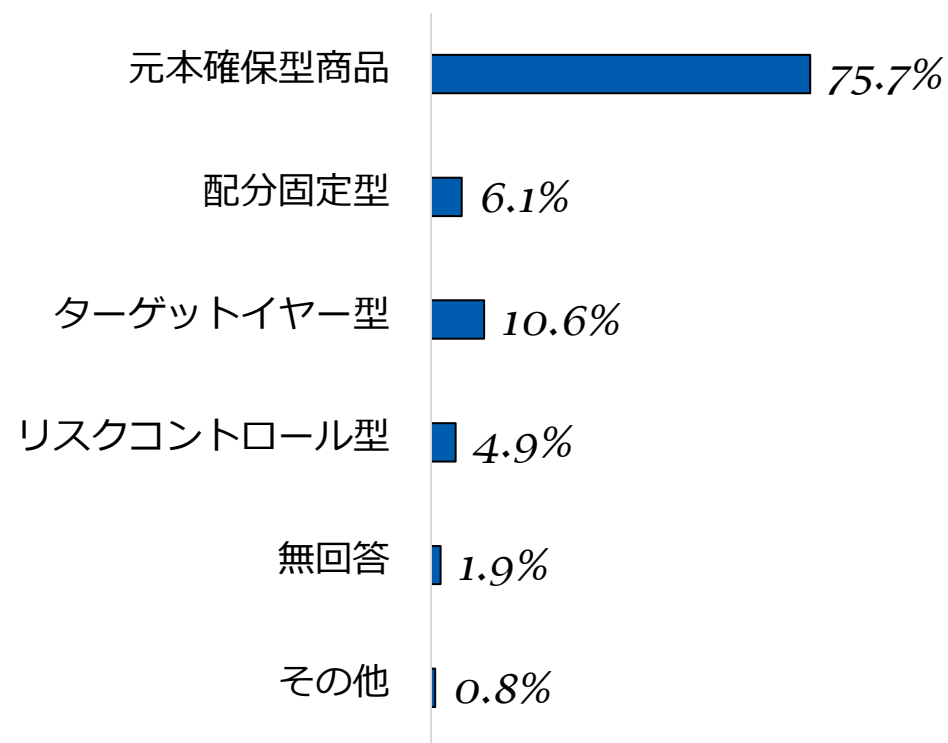
(n=652)



■ 選定している □ 選定していない

具体的な指定運用方法

(n=263)



指定運用方法の導入時の議論

確定拠出年金の運用に関する専門委員会報告書 ～確定拠出年金の運用商品選択への支援～ (平成29年6月6日 社会保障審議会企業年金部会確定拠出年金の運用に関する専門委員会)

- また、DC制度の目的や購買力の維持の観点を踏まえれば、指定運用方法から元本確保型商品が排除されるべきではないか、あるいは元本確保型商品は適当ではなく、長期分散投資が基本ではないかとの意見もあった。さらに、社会経済状態の変化を踏まえて、将来的に、法改正を行い、指定運用方法を特定の商品に限定していくことも考えられるのではないか、との意見もあった。

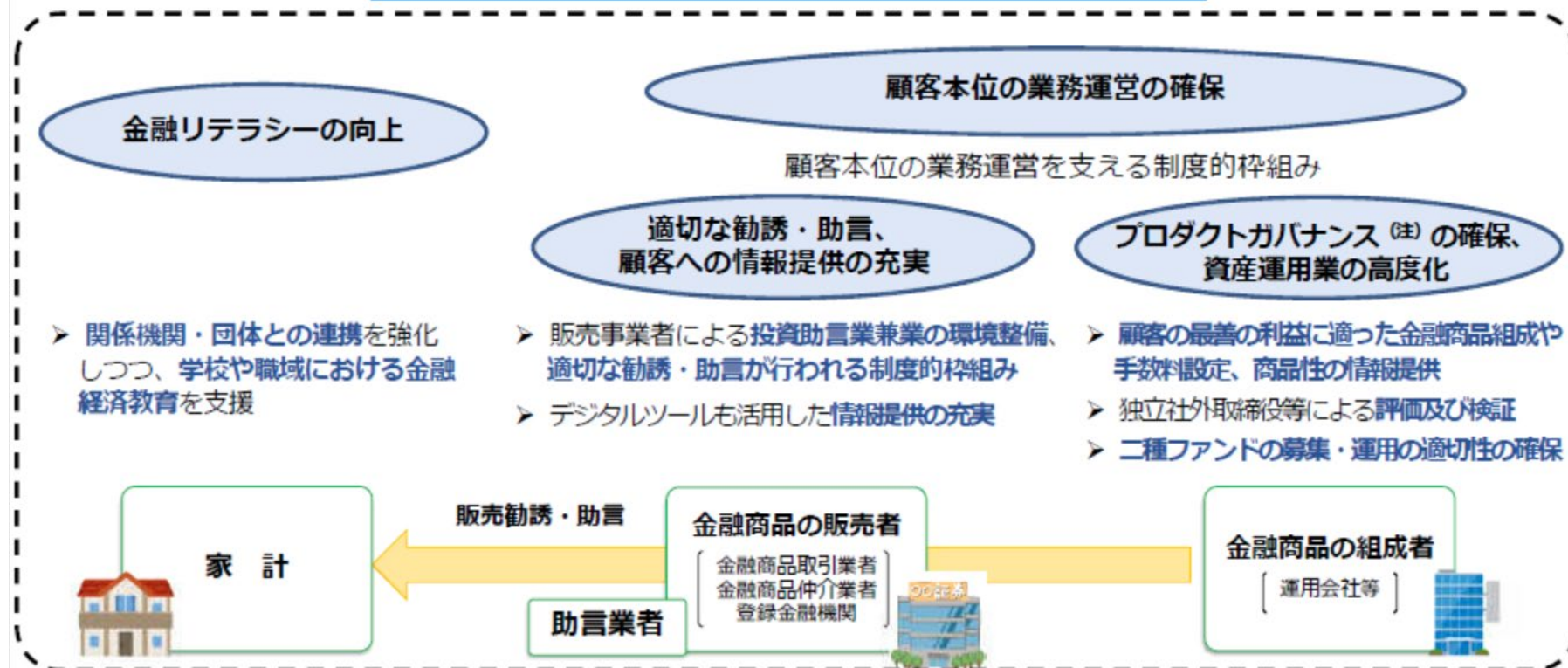
一方で、勤続年数が短いケースやDC加入時に50歳を超えているケース等、長期投資メリットが十分に得られない場合があることや、労使が指定運用方法の設定に当たり、リスクまではとらずにおきたいという加入者ニーズに配慮することも不合理なものとは考えられないことから、一概に元本確保型商品を排除すべきではないのではないかとの意見や、労使で主体的に適切な指定運用方法を検討すべきとの意見もあった。

また、元本確保かどうかという二分法ではなく、金融論（ファイナンス）の知見を踏まえつつ、老後の所得確保に資するよう投資期間の短期・長期、名目・実質といった切り口から、各商品のリスク・リターン特性を踏まえて決定すべきではないかとの意見もあった。
- さらに、この点については、前述のとおり、改正法第23条の2第2項は指定運用方法の目的を規定したものであり、特定の性質の商品を一律に排除するものではないが、DC制度の目的や、加入者属性、商品の特性等の着眼点を踏まえ、労使や運営管理機関等が真摯にどのような指定運用方法がふさわしいかということを考えることが重要であるとの意見があった。

金融審議会 市場制度WG 中間整理「経済成長の成果の家計への還元促進」

- 安定的な資産形成を促し、資産所得を増加させるためには、金融事業者による顧客本位の業務運営を確保することが必要。併せて、家計自体の金融リテラシーを向上させていくことが重要。
- 金融事業者による顧客本位の業務運営の確保のためには、顧客に対する適切な勧誘・助言や、顧客ニーズに沿った金融商品組成等が行われるような制度的枠組み等について総合的に検討していくことが必要。

経済成長の成果の家計への還元に向けた総合的アプローチ



(注) 想定する顧客を明確にし、その利益に適う商品を組成するとともに、そうした商品が想定した顧客に必要な情報とともに提供されるよう、販売にあたる金融事業者に必要な情報提供や、これらの評価・検証等を行うこと

年金シニアプランフォーラム 2022

「老後資産形成と高齢期資産管理の課題」

老後資産形成とDC年金の課題

4. 年金の見える化

骨太の方針 2022 など（年金等の見える化）

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）抄

家計の安定的な資産形成に向けて、金融リテラシーの向上に取り組むとともに、家計がより適切に金融商品の選択を行えるよう、将来受給可能な年金額等の見える化、デジタルツールも活用した情報提供の充実や金融商品取引業者等による適切な助言や勧誘・説明を促すための制度整備を図る。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）抄

高校生や一般の方に対し、金融リテラシー向上に資する授業やセミナーの実施等による情報発信を行う。

働き方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を試算できる公的年金シミュレーターを本年4月に導入したが、民間アプリとの連携を図り、私的年金や民間の保険等を合わせた全体の見える化を進める。

年金の「見える化」に関する提言

社会保障審議会年金部会における議論の整理（令和元年12月27日）抄

- 高齢期の生活は多様であり、それぞれの方が望ましいと考える生活水準や、働き方の希望、収入・資産の状況なども様々である。公的年金制度に関する関心内容として「自分が受け取れる年金はどのくらいか」が最も高くなっており、制度自体の広報・周知に加えて、個々人の老後の公的年金の支給額等がいくらとなるか若い頃から見通せるようにすることが、老後生活や年金に対する不安を軽減するためにも重要である。次期制度改正で、高齢者が自身の就業状況等に合わせて年金の受給開始時期の選択肢を60～75歳までに拡大することも踏まえれば、その必要性は一層高まる。

こうした観点から、これまでも「ねんきんネット」による年金見込額試算の充実などが取り組まれているが、さらに、公的年金、私的年金を通じて、個々人の現在の状況と将来の見通しを全体として「見える化」し、老後の生活設計をより具体的にイメージできるようにするための仕組みを検討すべきである。

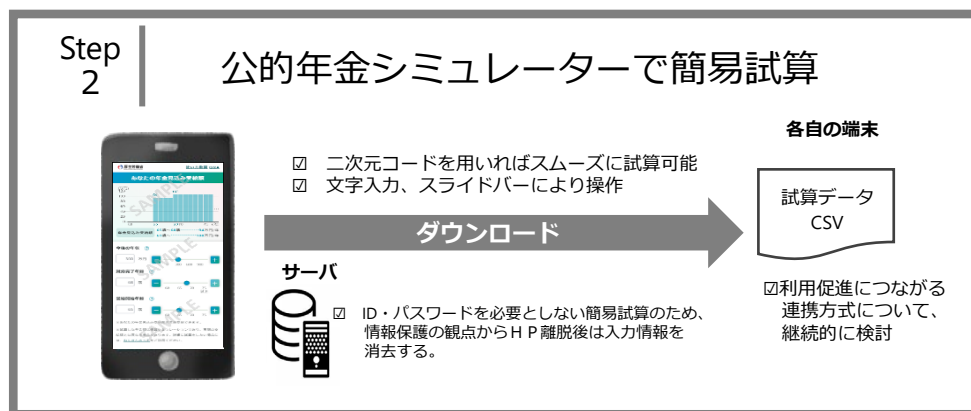
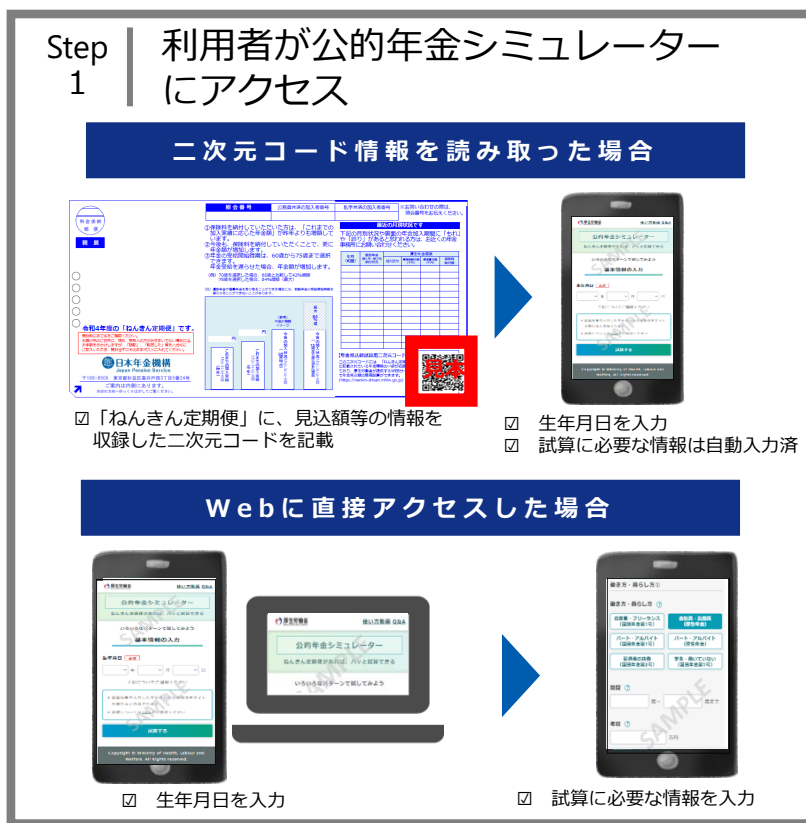
社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理（令和元年12月25日）抄

- このほか、個々人の実態に応じて将来設計を考える上では、公的年金、退職金や企業年金、iDeCo や NISA などの資産形成手段などについて、個々人の現在の状況と将来の見通しを全体として「見える化」していくことも重要である。自分自身の状況が全体として「見える化」されることで、自らの望む生活水準に必要な資産や収入が足りないと思われるのであれば、個々人の状況に応じて、就労、支出の見直し、資産形成・運用などに取り組むことが可能となる。

年金の「見える化」Webサイト（公的年金シミュレーター）の概要

厚生労働省では、①令和2年年金改正法の分かりやすい周知、②働き方・暮らし方の変化に伴う年金額の変化の「見える化」を目的として、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月閣議決定）等に基づき、「公的年金シミュレーター」を開発。

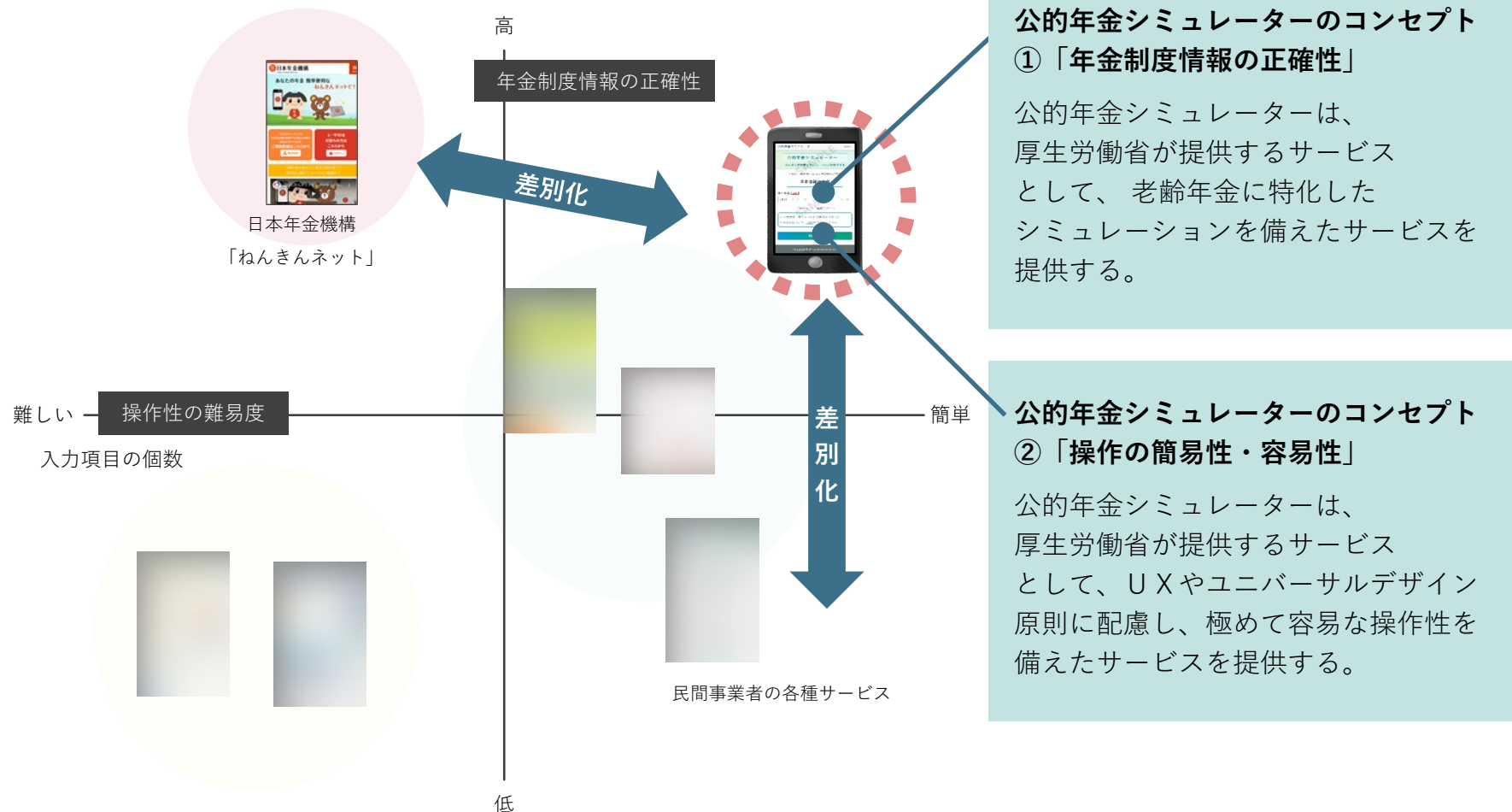
令和4年4月25日（月）より試験運用を開始。公開後も、利用状況や運用実験等を踏まえ、UX（ユーザーエクスペリエンス）を向上するための改善を継続的に実施する。



※試算結果を利用者端末にCSV形式で保存し、民間事業者のアプリ等に取り込む方法を想定。現在、更なる連携方策について運用実験中

公的年金シミュレーターの基本コンセプト

「公的年金シミュレーター」は、厚生労働省が提供する年金額試算ツールとして、「年金制度情報の正確性」と「操作の簡易性・容易性」を軸に設計。日本年金機構の「ねんきんネット」や、民間事業者による各種のサービスとの差異化・住み分けを図っている。



公的年金シミュレーターの特徴

簡単にスムーズな操作性

ID・パスワードの取得不要

「ねんきん定期便」の二次元コードを読み込んで、入力の手間を省き、手軽に試算

※検索サイトなどからのアクセスも可能



グラフを表示しながら試算できる

デザイン性が高く操作性の良い試算画面を提供

スライダーを動かすことで、年金額の変化が一目で確認できる



働き方・暮らし方に応じたシミュレーション

これからの働き方・暮らし方の変化

- ・就職、転職したとき
- ・配偶者の扶養になったとき
- ・退職した後、年金を受給しながら働くとき

に合わせて様々なシミュレーションが可能

その他の機能

年金受給開始時点での税や保険料の大きなイメージが表示
(本格実施時に実装予定)

年金試算結果データは、CSV形式のファイルで保存可能

個人情報記録されず、画面を閉じると、データは消去

試算結果の出力

CSV形式の出力になります。
出力されたCSVは利用者ご自身の責任でご活用ください。

📄 試算結果を出力

DC, DBの見える化の状況

確定拠出年金（DC）

- ▶ DCは、事業主が掛金を拠出する時点で個人別管理資産として加入者個人ごとに管理され、加入者に帰属する。資産は加入者が運用する。
- ▶ このため、事業主又は事業主の委託を受けた記録管理機関に対して、
 - ① 現在までの掛金額、運用結果を反映した資産残高などを年1回加入者に通知するとともに、
 - ② 加入者向けのウェブサイトで発行したID・パスワードを用いて閲覧できるようにすることを制度上求めている。
- ※ 個人型DC（イデコ）についても、実施者である国民年金基金連合会（委託を受けた記録管理機関）に同様の開示を求めている。

確定給付企業年金（DB）

- ▶ DBは、給付を決めた上で、その給付と財源が等しくなるよう（＝集団全体で収支が均衡するよう）、掛金を計算する。
掛金は集団（＝加入者全体）で管理され、資産は個々の加入者に帰属しない（＝受給権は付与されていない）。
資産は企業が運用し、積立不足が生じた時は事業主が追加で拠出する。
- ▶ 個人勘定化されていないほとんどのDBについては、事業主に対して、モデルケースのみの給付の額などを開示することを制度上求めている。
- ※ DBは、労使合意に基づいた様々な給付設計が可能となっている（最終給与比例方式、累積給与比例方式、定額方式、ポイント制、キャッシュバランスプランなど様々な給付設計がある）。

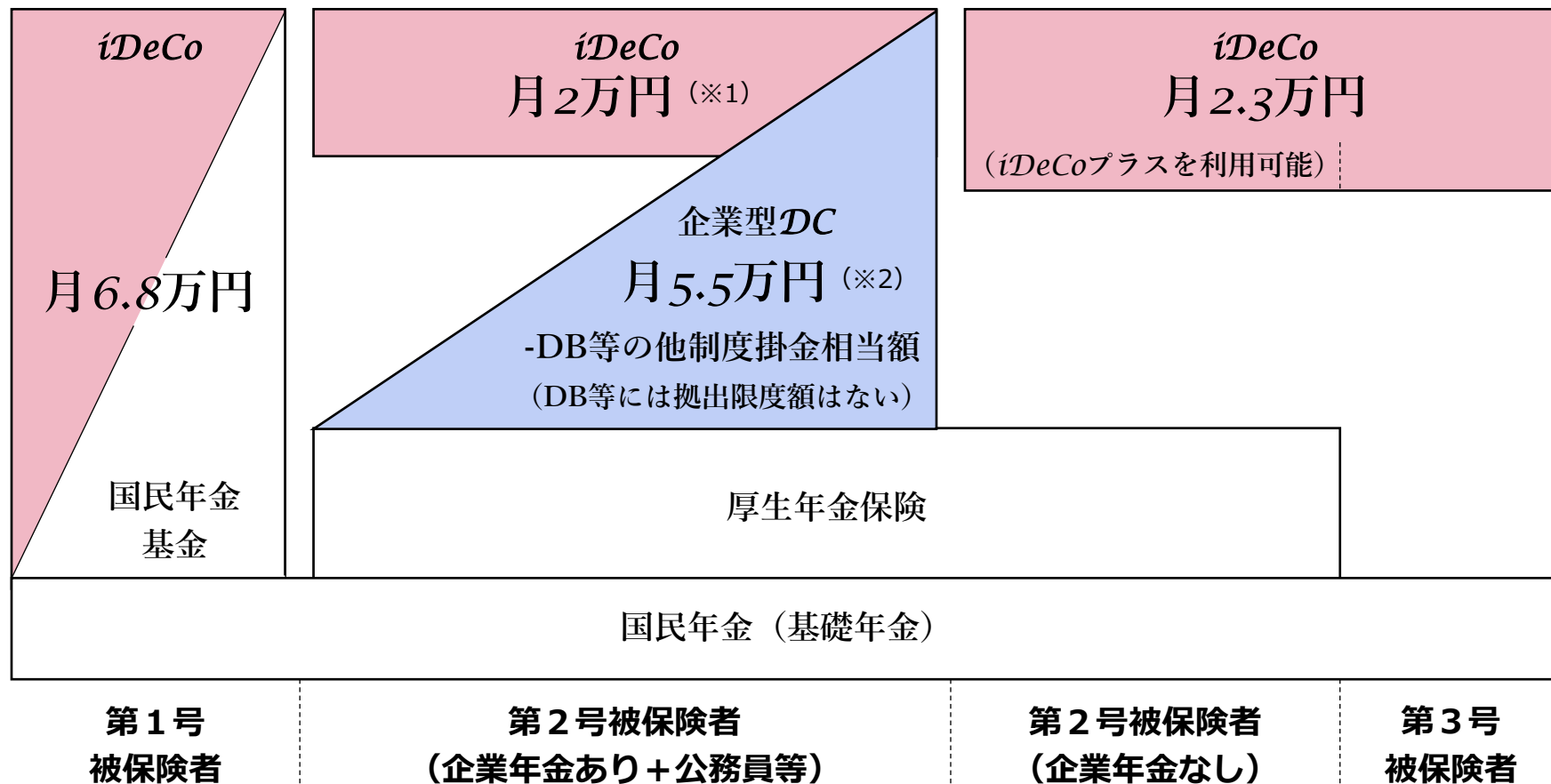
年金シニアプランフォーラム 2022

「老後資産形成と高齢期資産管理の課題」

老後資産形成とDC年金の課題

5. 今後の動向

DCの拠出限度額（2024（R6）年12月以降）



※1 第2号被保険者（企業年金あり+公務員等）の*iDeCo*の拠出限度額は、月2万円、かつ、月5.5万円 -（企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額）

※2 企業型DCの拠出限度額については、月5.5万円-DB等の他制度掛金相当額が2.75万円を下回るときは、DB掛金の再計算につながる給付変更やDC掛金の変更による規約変更などを行うまでは、2024年12月までの従前の掛金を拠出できる経過措置がある。

今後の主な動き

2022 (R4) 年度

10月1日

企業型DC加入者の*iDeCo*加入要件の緩和
企業年金プラットフォームによる企業型DCと*iDeCo*の情報連携開始

年末

資産所得倍増プランの策定 (*iDeCo*制度改革)

スタートアップ育成5か年計画の策定

年度末

特別法人税の課税停止措置の適用期限

2023 (R5) 年度

年度末

2014 (H26) 年の健全化法の施行から10年

2024 (R6) 年度

12月1日

DCの拠出限度額の見直し (DB等の掛金相当額の反映)
企業年金プラットフォームによるDB等と*iDeCo*の情報連携開始